

2次仮置き場の一部運用を開始

災害廃棄物処理が加速化



被災家屋の解体・撤去が急がれている

熊本県は9月30日、益城町の県有地で整備を進めている熊本地震で発生した災害廃棄物の2次仮置き場について、一部運用を開始した。県が処理の事務委託を受ける7市町村のうち、現

熊本県

在は3町村から出た木くずやコンクリートがらなどを受け入れ、破碎処理と処分先への搬出を行っている。家屋解体の進捗にも関わるとして、処理を急ぎ、年内のフル稼働を目指す。

2次仮置き場は、熊本、始めた。仮設住宅団地本空港近くの工業用地に隣接しているため、「くまもと臨空テクノ」騒音や振動の測定、「パーク」にあり、敷地トラックの台数制限な面積は9・8㍓。この、住民に配慮しながら稼働を進めている」うち3・4で供用を

瓦、混合廃棄物を受け入れる。木くずは破碎機でチップ化し、木質

バイオマス発電施設やセメント工場で燃料として再利用。選別施設の整備も進めており、さらにリサイクル率を高めていく考えだ。

これらの処理業務は、公募型プロポーザルにより決定した▽有価物回収協業組合石坂グループ▽オー・エス収集センター▽九州産

廃▽星山商店▽前田産業▽タイセキ環境ソリユーション▽大栄環境▽三重中央開発▽エコシステムジャパン▽仙台環境開発▽富山環境整備▽井本商運の12社で構成する企業連合体が担う。